

凡例

- 1 法とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）をいう。
- 2 政令とは、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）をいう。
- 3 省令とは、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）をいう。
- 4 危政令とは、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）をいう。
- 5 危省令とは、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）をいう。
- 6 条例とは、火災予防条例（昭和 37 年東京都条例第 65 号）をいう。
- 7 条則とは、火災予防条例施行規則（昭和 37 年東京都規則第 100 号）をいう。
- 8 施行規程とは、火災予防施行規程（昭和 37 年東京消防庁告示第 17 号）をいう。
- 9 告示とは、火災予防条例に基づき消防総監が定める基準及び消防総監が火災予防上必要と認める措置（平成 16 年東京消防庁告示第 7 号）をいう。
- 10 建基法とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）をいう。
- 11 建基政令とは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）をいう。
- 12 建基省令とは、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）をいう。
- 13 建安条例とは、東京都建築安全条例（昭和 25 年東京都条例第 89 号）をいう。
- 14 耐火構造とは、建基法第 2 条第 7 号に規定するものをいう。
- 15 不燃材料とは、建基法第 2 条第 9 号に規定するものをいう。
- 16 準不燃材料とは、建基政令第 1 条第 5 号に規定するものをいう。
- 17 難燃材料とは、建基政令第 1 条第 6 号に規定するものをいう。
- 18 高圧ガス保安法とは、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）をいう。
- 19 高圧ガス保安政令とは、高圧ガス保安政令（平成 9 年政令第 20 号）をいう。
- 20 一般高圧ガス保安規則とは、一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）をいう。
- 21 火取法とは、火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）をいう。
- 22 火取省令とは、火薬類取締法施行規則（昭和 25 年通商産業省令第 88 号）をいう。
- 23 J I S とは、産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。